八王子市長 殿	産業廃棄物	魔 処理業 変	届出書	年	月	日
八工于印文 殿	届出者 郵便番号 住 					
	氏 名 (法人に		名称及び代表者の	の氏名)		
	電話番号 FAX					
年 月	日付け第109		号で許可を受けれ	た産業廃棄物]処理業	に係
る以下の事項について	更		なび清掃に関する &			項に
の (1) (4) (1) (4) (1) (1) (1) (1)	新		ド自規寸で称えて	<u> </u>	<u> </u>	
廃止した事業又 は変更した事項 の内容(規則第 10条の10第1項第 2号に掲げる事項 を除く。)						
	則第10条の10第1項			ロダナトマン	7 # A	亦去
(変更内容が法人に係 (ふ り が 氏)次伝定代	<u>埋入、株土及び</u> 住	出資をしてい 所	ら石の	/変史_
	Н					
(変更内容が個人に係場合の当該法人の役員	系るものである場 員を含む)、株主、	合)※法定 、出資をし	代理人、役員(注 ている者及び使	生定代理人だ 用人の変更	が法人で	である
(ふ り が な) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本_ 住			籍 所	
11	1又嘅石 "	1土			<i>[</i> 7]]	
廃止又は変更の理由						
担当者又は担当部署						
備考 1 この届出書は、廃 2 各欄にその記載事 り」と記載し、この	企工は変更の日か 項のすべてを記載 様式の例により作	することが	できないときは、	同欄に「別	[紙のと	お

	特別管理産業廃	棄物処理業	廃 止変 更	届出書		н	н
八王子市長 殿					年	月	日
	届出者 郵便都 住	香号 所					
	氏 (法人	名 にあっては、	名称及	び代表者の	氏名)		
	電話者 F A						
年 月	日付け第109-	_ -	号で許可	可を受けた物	寺別管理産	業廃棄	物処
理業に係る以下の事項	変更	こので、廃棄物					
第3項において準用する	5同法第7条の2第3 <u>5</u> 新	項の規定により	り、関f 	系書類等を落	<u>添えて届け</u> 旧	出ます。)
廃止した事業又 は変更した事項 の内容(規則第 10条の23第1項第	791				ΙΗ		
2号に掲げる事項 を除く。)							
変更した事項の内容(次ナーマン	\ 7 ± 1	D # II
	が な)	台)※法定代	<u>埋人、</u> 住	休土及び出	<u>i貧をして</u> 所	<u>`</u> る有0)変更
氏	名				771		
(変更内容が個人に 場合の当該法人の役							である
(ふ り が な) 氏 名	世年月日 役職名・呼称	本 住				<u>籍</u> 所	
	区4版公 門(小)					771	
廃止又は変更の理由							
担当者又は担当部署							
2 各欄にその記載	廃止又は変更の日 事項のすべてを記 の様式の例により	載することが	できな	いときは、	同欄に「別	引紙のと	_ :お

新旧対照表① (届出用)

		変更内容				
変更の 有無	変更事項	変更後	変更前			
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名					
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所					
有・無	法人の代表者					
有・無	役員、顧問、 政令使用人等	新旧対照表②(届出用)及び新任者一覧表のとおり				
有・無	株主、出資者					
有・無	運搬車両	登録車両一覧表のとおり				
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地					
有・無	取り扱う産業廃棄物の品目の減少					
有・無	政令市における積替え保管許可の有無	有 · 無	有・無			

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧対照表②(届出用)

・全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。 ・この表の新(役員等、5%以上の株主等)の欄に記載した方のうち、市に登録のない 方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

番号	新(役員等、5%以上の株主等)	旧(役員等、5%以上の株主等)
1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
6	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
7	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
8	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
9	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 0	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等

新任者一覧表

・新旧対照表②(届出用)の「番号」欄に○をした方(市に登録のない方)のみ記載してください。

(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所
()			
·			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			
()			

誓 約 書

八王子市長 殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号(又は第14条の4第5項第2号、第15条の2第1項第4号)の規定のうち、以下に掲げる欠格事項について、該当しない旨誓約します。

恰事 垻について、i		亥当しない旨書約します。
根拠系 法第14条 第5項 第2号		欠格事項の内容
35 J	7	○ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
	口	○ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	ハ	○ 拘禁刑以上(懲役及び禁錮を含む。)の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を 経過しない者
イ(申請者)	Ξ.	○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の2(凶器準備集合及び結集罪)、第222条(脅迫罪)若しくは第247条(背任罪)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ハ(法定代理人) 二(法人役員) 二、ホ	ホ	● 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第二号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
(使用人)	^	○ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物とは産業廃棄物の収集若しくは連搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	٢	○ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	チ	○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ロ(申請者) ハ(法定代理人) ニ(法人役員) ニ、ホ (使用人)		○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
へ(申請者)		○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者、法定代理人*1、役員*2、使用人*3については、上記の欠格条項に該当しません。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

- ※1 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。
- ※2 <u>役員</u>には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。
- ※3 <u>使用人</u>とは、申請者の使用人で、本店又は支店(又は主たる事務所又は従たる事務所)の代表者、産業廃棄物処理 業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者をいう。(法施行令第4条の7)

- 登録車両一覧表 -

新規_____台 抹消____台

	車両番号	届出内容	車両番号	届出内容
		新規・抹消		新規・抹消
5		新規・抹消		新規・抹消
		新規・抹消		新規・抹消
10		新規・抹消		新規・抹消
		新規・抹消		新規・抹消
15		新規・抹消		新規・抹消

*届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

新規=新しく登録する車両 抹消=今回登録を抹消する車両

貼付台紙

登録車両の写真 -

(新規登録車両のみ)

・車両は、全体が概観できるよう斜め後より撮影してください。

斜め前方より

・ナンバープレートが分かるように撮影してください。不鮮明な場合は、鮮明な写真を一枚追加してください。

斜め後方より (上枠内の写真の対角より撮影)	
斜め後方より(上枠内の写真の対角より撮影)	
斜め後方より(上枠内の写真の対角より撮影)	
斜め後方より(上枠内の写真の対角より撮影)	
斜め後方より(上枠内の写真の対角より撮影)	

産業廃棄物処理業 特別管理産業廃棄物処理業

欠格要件該当届出書

年 月 日

八王子市長 殿

届出者 郵便番号 住 所

> 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 F A X

産業廃棄物処理業 に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、 特別管理産業廃棄物処理業

第14条の2第3項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 において準用する第7条の2第 第14条の5第3項

4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

許 可 番 号	第 109	· –	_	号
許 可 年 月 日		年	月	日
欠格要件に該当する に至った年月日		———— 年	月	

欠格要件に該当するに至った具体的な事由 (裏面の該当する番号に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。)

備考

法第14条第5項第2号イ 法第7条第5項第4号 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの 1 2 口 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 拘禁刑以上(懲役及び禁錮を含む。)の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け 3 ることがなくなった日から5年を経過しない者 この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で 4 政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第 1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第20 6条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為 等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執 行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において ホ 5 準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)において は、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通 知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はご れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず 人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を 有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2 号二において同じ。) であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を 6) 又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する 日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて 準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の 全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をし た者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を 経過しないもの へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若し 7 くは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条 第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日 以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役 員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止につい て相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5 年を経過しないもの 法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第7条第5項第 4号イからトまでのいずれかに該当するもの

9 法第14条第5項第2号二

法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからトまでのいずれ かに該当する者のあるもの

10 法第14条第5項第2号ホ

個人で政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する 者のあるもの